

## I 別紙 特別養護老人ホーム利用料

### (1) 介護保険給付対象となるサービス等

(1日単位：円)

要介護度と サービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担 1割	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
自己負担 2割	1,340	1,480	1,630	1,772	1,910
自己負担 3割	2,010	2,220	2,445	2,658	2,865
外泊時費用 入院した場合または居宅等における外泊を行った場合、月6日を限度に 加算します。					1日につき 246単位
初期加算 入所した日から30日以内の期間と30日を超える入院後に再入所した 場合に加算します。					1日につき 30単位
退所時等相談援助加算 退所する前後にサービスの調整や必要な情報提供、相談援助等を行った 場合、1回（または2回）を限度に加算します。					1回につき 250～ 500単位
療養食加算 医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合に加算します。					1食につき 6単位
サービス提供体制強化加算（I） 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置 した場合に加算します。					1日につき 22単位
看護体制加算（I）イ 常勤の看護師を1名以上配置した場合に加算します。					1日につき 6単位
夜勤職員配置加算（II）イ 夜間帯（午後10時～翌日の午前5時を含む16時間）の介護職員または 看護職員の数が規定する職員数以上の場合に加算します。					1日につき 27単位
看取り介護加算（I） 医師が回復の見込みがないと診断した入所者について、本人及び家族と ともに、医師、看護師、介護職員等が共同して、随時本人またはその家 族に対して十分な説明を行い、合意をしながらその人らしい尊重した看 取り介護を行った場合、死亡日を含めて45日を上限として加算します。					1日につき 死亡日以前31日以上45日以下 72単位 死亡日以前4日以上30日以下 144単位 死亡日の前日及び前々日 680単位 死亡日 1,280単位
介護職員等処遇改善加算（I） 基本サービス費に各種加算を加えた総額に加算率を乗じた額で算定します。					加算率 14%

< 高額介護サービス費の制度 >

課税所得に応じて月額 44,400 円（一定年収以上は 93,000 円若しくは 140,100 円）（市町村民税世帯非課税者等は 15,000 円若しくは 24,600 円）を超えた部分は高額介護サービス費として払い戻し手続きがありますので、お住いの市町村にお問い合わせ下さい。

(2) 介護保険対象とならないサービス

居住費	1日あたり	2,006円
食費	1日あたり	1,445円
理容サービス	カット代、顔そり代	実費
レクリエーション・クラブ活動	材料代等の実費	
複写物	1枚につき	10円
日常生活品	購入代金実費（おむつ代は除く）	
電化製品（テレビ等）	1件につき	1日 50円
居室明け渡し清算料金	下記表に記載	

※入院期間においても居住費はご負担いただきます。

< 特定入所者介護サービス費の制度 >

居住費・食費については、市町村民税世帯非課税等所得が一定基準以下の方は、自己負担額が下表のとおり段階に応じて軽減されますので、お住いの市町村にお問い合わせ下さい。

※「介護保険負担限度額認定証」の提示により次表のとおり自己負担額が軽減されます。

利用者負担段階	対象者	居住費負担限度額	食費負担限度額
第1段階	生活保護受給者 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	1日につき 820円	1日につき 300円
第2段階	市町村民税が非課税であって、年金収入等が80万以下、 預貯金等が単身650万円(夫婦1650万円)以下の方	1日につき 820円	1日につき 390円
第3段階 ①	市町村民税が非課税で、年金収入等が80万円超120万円以下、 預貯金等が単身550万円(夫婦1550万円)以下の方	1日につき 1,310円	1日につき 650円
第3段階 ②	市町村民税が非課税で、年金収入等が120万円超、預貯金 金額が単身で500万円(夫婦1500万円)以下の方	1日につき 1,310円	1日につき 1,360円
第4段階	上記以外の方	1日につき 2,006円	1日につき 1,445円

※居室明け渡し清算料金

契約者の介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1日あたりの料金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円